

## ○福島市請負工事中間検査実施要綱の運用基準

最終改正 平成31年4月1日

### (中間検査の対象)

#### 第3条第1項第5号

- 1 「施工上の重要な変化点で確認を必要とする工事」とは、原則として、工期が複数年度にわたる工事又は当初請負金額が議会議決案件となった工事をいう。ただし、単純な工事（維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は含まないものとする。

### (中間検査の実施)

#### 第4条第3項関係

- 1 「施工上の重要な変化点で実施される段階確認」を例示すれば別紙のとおりである。
- 2 中間検査の実施時期が明示されている工事又は工種については、示される期間内の出来るだけ早い時期に中間検査を実施するものとする。
- 3 中間検査の実施時期が明示されていない工事については、原則として、全体工期に対しての進捗率が概ね45%から55%までの範囲内において中間検査を実施するものとする。ただし、複数年度にわたる工事の場合については、原則として、年度ごとに実施するものとする。
- 4 中間検査の実施時期が明示されていない工種については、原則として、当該工種の進捗率が概ね40%から60%程度進捗したときに中間検査を実施するものとする。
- 5 指定仮設物を撤去すると完成検査が困難になる又は工事施工中の仮設足場を使用しなければ確認できない工事又は工種については、当該工事又は工種の確認ができる適正な進捗、時期において中間検査を実施するものとする。

### 附則

この基準は、平成22年2月1日より施行する。

### 附則

この基準は、平成31年4月1日より施行する。

### (経過措置)

この基準の規定は、この基準の施行の日(以下「施行日」という。)から以降に契約する工事から適用し、施行日以前に契約した工事の中間検査は、なお従前の例による。

### (名称変更)

この運用基準による改正前の福島市中間検査実施要綱の運用(平成22年2月1日施行)を、この運用基準による改正後の福島市請負工事中間検査実施要綱の運用基準に名称変更する。

(別紙)

主要工種の確認項目と検査の実施時期

1 共通事項

(1) 共通
ア 指定仮設物を撤去すると完成検査が困難になるとき
イ 工事施工中の仮設足場を使用しなければ確認できないもの

2 土木工事

(1) 基礎工事
ア 杭基礎(鋼管杭・コンクリート杭・鋼矢板・鋼管矢板等)及び控工(腹起しタロッド材等)が完了したとき
イ 場所打杭、深礎杭、ケーソン基礎工の鉄筋組立が完了したとき
ウ 地盤改良工事の完了後、地盤改良に連続して施工する場合にはその施工前のとき
エ 井筒潜函基礎工の完了又は施工中のとき
(2) 鉄筋コンクリート構造物工事
ア 高さが8m以上の擁壁、高さ10m以上の橋台、BOXカルバート、橋脚等の構造物で配筋が施工中又は完了したとき(鉄筋径、鉄筋間隔、かぶり等)
イ 橋長30m以上の橋台、橋脚で型枠が施工中又は完了したとき
ウ 掘削深さ7m以上の土留工及び締め切り工を有する工事
エ 高さ30m以上の橋脚
(3) 鋼橋上部工事(歩道橋、水管橋を含み、H形鋼の簡易なものは除く)
ア 工場製作の仮組立が完了したとき
イ 橋長30m以上の橋梁で、架設が完了したとき
(4) PC橋上部工事
ア カンチレバー工法で施工の場合、30%以上の出来高になったとき(配筋、型枠、かぶり、緊張等)
イ 場所打ちPC橋で、PC鋼線・鉄筋組み立て完了時(配筋、シースの位置、かぶり等)
(5) 鋼構造物工事
ア 水門扉・可動堰・スノーシェッド・用排水施設(汎用ポンプ製品は除く)・除塵機・栈橋の製作及び仮組みが完了したとき
(6) 堰堤等工事
ア 堰堤等において堤底から1/3程度までコンクリート打設又は盛土が完了したとき
イ ため池工事において、堤体の盛り立て施工中及び不可視構造物の完了したとき
(7) トンネル工事(下水道工事におけるシールド工事も含む)
ア 覆工コンクリートの施工前のとき
イ 支保工の一部又は完了したとき
(8) ほ場整備工事
ア 整地工事のうち基盤盛りが伴う場合、切り盛り工事中又は完了したとき。
イ 基盤整地工事後、後工事で客土工、湛水均平工、暗渠排水工等を発注した場合の基盤整地工事の確認

(9)その他

- ア 指定仮設物を撤去すると完成検査が困難になるとき
- イ 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ウ 一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- エ 河川堤防と同等の機能の仮締め切りを有する工事
- オ ラバーダムのごみ袋体の完成したとき

3 建築・設備工事

(1) 建築・設備工事

- ア 竣工検査前に主要な機器(汎用品を除く)が水没又は不可視部分となるもの
- イ 工事中間地点での出来形の成否がその後の工事施工やその他の施工部分に大きく影響を与えるおそれがあるもの